

あけぼの学園の概要

1 福祉サービス事業者情報

平成28年2月29日 提出(評価機関→推進委員会)



(1) 事業者概況

事業所名称 (施設名)	児童養護施設 あけぼの学園	種別	児童養護施設		
代表者氏名 (管理者)	園長 吉村 善有	開設年月日	昭和38年10月1日		
設置主体 (経営主体)	社会福祉法人至誠会	定員	55名	利用人数	50名 (H28年2月1日現在)
所在地	(〒034-0211) 青森県十和田市大字大不動字長沢頭11-30				
連絡先電話	0176-28-3570	FAX電話	0176-28-2288		
ホームページアドレス	—				

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事
生活指導、学習指導、健康管理、家庭支援、里親支援、	地域ふれあい会、小学生バス遠足、中学生労力奉仕、幼児・婦人会交流会、
安全対策、自立支援、権利擁護、	小学生、中学生・高校生バーベキュー、交通安全指導、未帰省児童一泊旅行、
	交流会、宿泊体験学習、秋祭り、バス遠足、運動会、七五三、勤労感謝慰門、
	ホームステイ、クリスマス会、年越し会、豆まき、卒園式・送る会
居室概要	居室以外の施設設備の概要
体育館、事務室、職員室、園長室、心理室、食堂、厨房、	全館温風暖房、クーラー、2段ベット、非常通報装置、遊具、
炊事休憩室、小規模グループケア、幼児女子棟、男子棟、	園内放送設備、非常用センサー
娯楽室、和室	

職員の配置

職種	人数	職種	人数
施設長	1人	家庭支援専門相談員	1人
指導員・保育士	11人	小規模グループホーム加配	1人
事務員	1人	管理宿直専門職員	1人
栄養士	1人	看護師	2人
調理員	4人	心理担当職員	1人
嘱託医	1人	里親支援専門相談員	1人
個別対応職員	1人		

2 評価結果総評

◎ 特に評価の高い点

- ・施設のルールについては、施設側が一方的に決めるのではなく、児童会を通じて話し合う機会をつくり、子ども自身がルール作りに参画しています。
- ・児童朝会において、施設からの伝達事項を伝えるとともに、子どもの意見や希望を聞く機会を設け、子どもの主体性に配慮した取り組みが行われています。
- ・家庭支援専門相談員による家族への働きかけを通じて、子どもや親等の状況の把握に努め、親子関係の継続や修復に向けた支援を行っています。
- ・セカンドステップの実践により、子ども同士の暴力、いじめ、差別などの防止に向けて取り組んでいます。
- ・里親支援専門相談員の配置により里親サロンを実施しており、里親支援活動の一環としてショートステイにも対応しています。
- ・運営上の課題を解決するために職員の意見を聞き、検討の機会を設定して、組織全体で改善に向けた取り組みを行っています。
- ・職員の配置については、人員体制の充実に努めており、職員が職種の専門性や役割を理解し、互いに連携することにより組織を適切に機能させています。

◎ 改善を求められる点

- ・文書や記録等が誤って廃棄されることを防ぐためにも文書の保存について、文書規程を整備することを期待します。
- ・子どものプライバシー保護について、各部屋へカーテンを付けるなど、個人のプライバシーが確保される取り組みについて期待します。
- ・意見や苦情等への対応については、関係書類の定期的な見直しについて、体制の整備を期待します。
- ・研修参加者による報告レポートや研修出席後の業務への取り組む姿勢等の評価・分析された結果に基づいて、参加する研修の見直しについて検討されることに期待します。
- ・運営理念や基本方針の更なる理解に向けて、分かりやすく説明した資料を作成する等、理解を促すための取り組みについて検討されることに期待します。
- ・労働環境の整備に向けて、施設外の専門家に相談できる体制の整備や連携について検討されることに期待します。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

当施設に於いては、安心・安全な生活環境を提供し、将来への自立支援を目指して養育業務に懸命に取り組む中、第三者評価を受審することによって足りないもの、欠けているものに気付かせてもらう、という思いを含んで受審に臨んだ。評価項目をチェックしていくことにより、法人本体、施設ですぐに対応しなくてはならないという課題がいくつか明確になり、改善が早期に対応されたことに受審価値を見出した。

然し、ある項目について組織として懸命に取り組んでいるものの、マニュアルがなければC評価、或いは人事考課もこうでなければC評価、といった具合に設問内容に関するチェックポイントとC評価の構成に違和感を感じるものがあつた。

評価機関	名 称	社会福祉法人青森県社会福祉協議会
	所 在 地	青森市中央三丁目20番30号
	事業所との契約日	平成26年4月21日
	評価実施期間	平成26年8月27日、平成26年9月3日
	事業所への 評価結果の報告	平成28年2月5日

4 評価細目の第三者評価結果

評価細目の第三者評価結果

1 養育・支援		第三者評価結果
1-(1) 養育・支援の基本		
1-(1)-①	子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解している。	b
1-(1)-②	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
1-(1)-③	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
1-(1)-④	発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
1-(1)-⑤	秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
1-(2) 食生活		
1-(2)-①	食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
1-(2)-②	子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
1-(2)-③	子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	b
1-(3) 衣生活		
1-(3)-①	衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。	a
1-(3)-②	子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
1-(4) 住生活		
1-(4)-①	居室等施設全体がきれいに整美されている。	b
1-(4)-②	子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	b
1-(5) 健康と安全		
1-(5)-①	発達段階に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している。	a
1-(5)-②	医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a
1-(6) 性に関する教育		
1-(6)-①	子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
1-(7) 自己領域の確保		
1-(7)-①	できる限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	b
1-(7)-②	成長の記録(アルバム)が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a

1-(8) 主体性、自立性を尊重した日常生活		
1-(8)-①	日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している。	a
1-(8)-②	主体的に余暇を過ごすことができるよう支援している。	b
1-(8)-③	子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a
1-(9) 学習・進学支援、進路支援等		
1-(9)-①	学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
1-(9)-②	「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
1-(9)-③	職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
1-(10) 行動上の問題及び問題状況への対応		
1-(10)-①	子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。	b
1-(10)-②	施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
1-(10)-③	虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	b
1-(11) 心理的ケア		
1-(11)-①	心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
1-(12) 継続性とアフターケア		
1-(12)-①	措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。	b
1-(12)-②	家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	b
1-(12)-③	できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a
1-(12)-④	子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>(評価結果講評)</p> <p>帰園した子どもとの触れ合いの機会を増やすために、職員の勤務調整を行い、子どもと一緒に過ごす時間を通じて、子どもの基本的な欲求の把握や要望、希望等の理解に努めています。</p> <p>年2回の定期的な健康診断の実施や、看護師による健康管理や病気の際の受診体制等が整備されています。</p> <p>施設におけるルールについては、施設側と児童会との話し合いを経て、子ども自身がルール作りに参画できるように配慮されています。また、外出時を子どもが一般常識や社会規範を学ぶ機会としています。</p> <p>高校進学については、本人・親・施設・学校が一緒になり早い時期から検討され、就職支援については、児童相談所の意見や本人の希望を考慮し、検討、支援しています。</p> <p>問題行動のある子どもについては、対応方針を全職員で検討、情報交換を行い、児童相談所と連携しながら子どもの心情に配慮しながら対応しています。</p> <p>専任の家庭支援専門相談員の配置により、子どもの家庭への復帰に向けた事前調整や、家庭への引取り後の対応については、定期的な家庭訪問により支援を行っています。</p> <p>さらなる取り組みとして、調理実習の機会を増やすこと、部屋の整理整頓に関する指導、個室化の実現に向けた検討、個人所有の湯飲み茶わんや、コーヒークップの使用を図るとともに、雑誌の定期購読、学習支援に向けたボランティアの活用、高校卒業年次の子どもの進学を支援する方法を検討するほか、不適応行動のある子どもの対応については、職員による話し合いや情報共有、地域の交番等との情報交換、心理的な支援に向けた研修への参加、保護者に対する相談体制の周知、退所者の連絡先の把握等に取り組むことを期待します。</p> <p>学習プログラムであるセカンドステップの実践により、子ども同士の暴力、いじめ、差別などの防止に向けた取り組みを通じ、子ども同士の関係性に配慮しながら子どもへ対応していることは高く評価できます。</p>		

2 家族への支援		第三者評価結果
2-(1) 家族とのつながり		
2-(1)-①	児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。	a
2-(1)-②	子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。	b
2-(2) 家族に対する支援		
2-(2)-①	親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>(評価結果講評)</p> <p>家庭支援専門相談員による家族への働きかけや、子どもや親の外出中の状況把握など、親子関係の継続や修復に向けた支援を行っています。</p> <p>一時帰宅した子どもやその保護者から帰宅時の様子を把握し、支援計画に反映させています。</p> <p>虐待により入所した子どもについては、家庭支援専門相談員が中心となり、面会などを通じて、親子関係の改善、再構築に向けて進めていく体制が整備されています。</p> <p>家族との交流の少ない子どもについては、お正月を利用して職員の自宅に宿泊させ、家庭的な雰囲気を感じる機会を設けていることは高く評価できます。</p>		
3 自立支援計画、記録		第三者評価結果
3-(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定		
3-(1)-①	子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。	b
3-(1)-②	アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	b
3-(1)-③	自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	b
3-(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録		
3-(2)-①	子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。	a
3-(2)-②	子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	c
3-(2)-③	子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。	b
<p>(評価結果講評)</p> <p>職員間の朝礼や夕礼を通じて、子どもや保護者の状況等に関する情報交換が行われ、情報を共有するための機会としても活用されています。</p> <p>さらなる取り組みとして、自立支援計画の策定については、児童相談所と支援方法について協議した上で作成され、児童相談所の資料に比重を置いて作成されていますが、より本人に沿った支援の実現に向けて、職員の職種を横断した会議でアセスメントをするなど、手順の整理や方法の構築に向けた取り組みを行うほか、計画の見直しについては、1年ごとの実施に加えて、子どもとともに振り返りや意向の確認を行うことに期待します。</p> <p>職員は個人情報保護法について十分に理解し、ケース記録等は適切に管理されていますが、文書の保存について文書規程の策定に期待します。</p> <p>子ども一人ひとりの自立支援計画が適切に記録されていること、職員間においても記載方法が、統一され共有化されていることは高く評価できます。</p>		
4 権利擁護		第三者評価結果
4-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
4-(1)-①	子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	a
4-(1)-②	社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
4-(1)-③	子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	b

4-(1)-④	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	b
4-(1)-⑤	子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	a
4-(2) 子どもの意向への配慮		
4-(2)-①	子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。	b
4-(2)-②	職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。	b
4-(3) 入所時の説明等		
4-(3)-①	子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。	b
4-(3)-②	入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
4-(3)-③	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	b
4-(4) 権利についての説明		
4-(4)-①	子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
4-(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境		
4-(5)-①	子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。	b
4-(5)-②	苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	b
4-(5)-③	子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	b
4-(6) 被措置児童等虐待対応		
4-(6)-①	いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
4-(6)-②	子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
4-(6)-③	被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
4-(7) 他者の尊重		
4-(7)-①	様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	b
<p>(評価結果講評)</p> <p>みんなの権利ノートを作成しているほか、子どもに対してわかりやすく説明しています。また、職員は研修会を通じて、子どもの権利について理解を深めています。</p> <p>第三者委員、苦情解決責任者・苦情解決受付担当者の設置に加えて、意見箱が設置され、意見や苦情を述べるための複数の方法が整備されています。</p> <p>施設における異年齢との交流や、高齢者施設へのボランティア活動や県内児童養護施設の交流会等における人とのふれあいを通じて、他者への思いやりを育むための支援しています。</p> <p>さらなる取り組みとして、プライバシー保護のために部屋にカーテンを付けることに期待します。</p> <p>学園の理念や基本方針・運営指針に権利擁護を掲げ、子どもの尊重や権利擁護に関連した研修会へ職員を派遣すること、職場内研修を実施していることは高く評価できます。</p>		

5 事故防止と安全対策			第三者評価結果
	5-①	事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	b
	5-②	災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	b
	5-③	子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	b
<p>(評価結果講評)</p> <p>法人として、災害時緊急支援マニュアルを整備し、法人内で相互に連携し対策にあたる体制が整備され、毎月定期的に避難訓練が実施されています。</p> <p>ヒヤリハット集を作成し、暴力・安全対策委員会で評価・分析され改善に取り組んでいます。</p> <p>さらなる取り組みとして、事故や食中毒などの対応マニュアルの定期的な見直し、地震や大雪による道路寸断などを想定した訓練の実施、災害の種類ごとに細分化した対応マニュアルの作成について期待します。</p> <p>事故や食中毒などの対応マニュアルが作成していること、災害時緊急支援マニュアルを整備していること、食料品が1週間分備蓄していること、定期的に避難訓練を実施していることは高く評価できます。</p>			
6 関係機関連携・地域支援			第三者評価結果
6-（1）関係機関等の連携			
	6-（1）-①	施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	b
	6-（1）-②	児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	a
	6-（1）-③	幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。	b
6-（2）地域との交流			
	6-（2）-①	子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	a
	6-（2）-②	施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	b
	6-（2）-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	a
6-（3）地域支援			
	6-（3）-①	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	b
	6-（3）-②	地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	a
<p>(評価結果講評)</p> <p>地域に対して、伝統芸能の練習場所として体育館の開放や、備品の貸し出し等により施設の資源の提供や活用が行われています。</p> <p>地域の里親支援事業などを通じて福祉ニーズの把握に努めています。</p> <p>さらなる取り組みとして、関係機関・団体等の連絡先や役割等を体系的に整理し、地域住民が自由に参加できる支援活動の構築に取り組むことについて期待します。</p> <p>地域におけるクリーン作戦や伝統芸能に協力していること、子どもへの理解を得るために会合等へ積極的に出席していること、里親支援専門相談員が里親サロンを実施していること、里親支援活動の一環としてショートステイに対応し、地域支援を行っていることは高く評価できます。</p>			
7 職員の資質向上			第三者評価結果
	7-①	組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a
	7-②	職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	b
	7-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修結果に反映させている。	b

	7-④	スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。	a
<p>(評価結果講評)</p> <p>研修に参加した職員による報告レポートを提出や、会議における報告、発表による職員間における共有化を図っています。さらなる取り組みとして、研修参加者の選定を現在の職種本位から職員本位への転換について検討すること、職員の技量分析を行い、経験年数、職員の将来への意向等を考慮した上で研修計画を策定すること、研修参加者による報告レポートの提出や研修出席後の業務への取り組み姿勢等を評価・分析を行うことについて期待します。</p> <p>年度の事業計画書に運営指針の1つとして職員の教育・研修及び施設が職員に求める基本姿勢を明示し、基幹的職員によるアドバイスやサポートが受けられる体制が確立され、職員に対する援助技術の向上に支援していることは高く評価できます。</p>			
8 施設の運営			第三者評価結果
8-(1) 運営理念、基本方針の確立と周知			
	8-(1)-①	法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	b
	8-(1)-②	法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	a
	8-(1)-③	運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
	8-(1)-④	運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
8-(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定			
	8-(2)-①	施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	b
	8-(2)-②	各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	b
	8-(2)-③	事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	b
	8-(2)-④	事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
	8-(2)-⑤	事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
8-(3) 施設長の責任とリーダーシップ			
	8-(3)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	a
	8-(3)-②	施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	b
	8-(3)-③	施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	b
	8-(3)-④	施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	b
8-(4) 経営状況の把握			
	8-(4)-①	施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	b
	8-(4)-②	運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	a
	8-(4)-③	外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	c
8-(5) 人事管理の体制整備			

	8-(5)-①	施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	a
	8-(5)-②	客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	c
	8-(5)-③	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	b
	8-(5)-④	職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。	b
8-(6) 実習生の受入れ			
	8-(6)-①	実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。	b
8-(7) 標準的な実施方法の確立			
	8-(7)-①	養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。	b
	8-(7)-②	標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。	b
8-(8) 評価と改善の取組			
	8-(8)-①	施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。	b
	8-(8)-②	評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。	b
<p>(評価結果講評)</p> <p>事業計画は、職員の参画のもとに策定され、前年度の実施状況を把握し、評価・分析を経て策定されています。また、事業計画を職員に配布されており、配布にあたり、内容を分かりやすく説明した資料が作成され、理解しやすいように工夫されています。</p> <p>施設長は法令遵守の観点により、施設運営に関する研修や勉強会に参加し、養育・支援の質の向上に意欲を持って取り組み、人員配置や職員の働きやすい環境の整備等を考慮した上で組織の運営に取り組んでいます。</p> <p>実習生の受け入れと育成については、明文化して姿勢を明確にし、マニュアルを作成しています</p> <p>さらなる取り組みとして、運営理念や基本方針を文書化して職員や保護者等に配布すること、配布の際には、内容が分かりやすい文書や資料等を作成すること、子どもや保護者に事業計画の内容を分かりやすく説明した資料等を作成して配布することに期待します。また、事業運営の透明性の確保のために外部監査の実施について検討することについて検討することを期待します。</p> <p>事業計画書とパンフレットに基本方針が明文化され職員の行動規範となっていること、施設長は、自らの役割と責任を業務分掌に明記し、職員の模範となるよう自己研さんに励み、リーダーシップを発揮していること、運営上の課題を解決するために組織全体で改善に向けた取り組みを行っていること、職員の配置について、人員体制の充実に努めていること、職員が各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携していること、福利厚生面の取組みとして、福利厚生センターへの加入していること、健康診断や予防接種を実施していること、施設の運営や養育・支援の実施状況を把握するために、自己評価、第三者評価等を定期的実施する体制が整備されていることは高く評価できます。</p>			